

公職選挙法施行令の一部を改正する政令（案）及び
公職選挙法施行規則の一部を改正する省令（案）の概要平成 29 年 2 月
総務省自治行政局選挙部選挙課

1 趣旨

- 平成 28 年 4 月に成立した公職選挙法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 25 号）により、
- ① 現行制度下で洋上投票をすることができる指定船舶以外の船舶であって指定船舶に準ずるものとして総務省令で定めるものに乗って本邦以外の区域を航海する船員（派遣船員を含む。）であるもののうち選挙の当日職務に従事すると見込まれるものについては、洋上投票の対象とするものとする
 - ② 指定船舶又は①の船舶において不在者投票管理者の管理する場所で洋上投票をすることができないものとして政令で定める船員（派遣船員を含む。）であるもののうち選挙の当日職務に従事すると見込まれるものの投票については、政令で定めるところにより、その現在する場所において、総務省令で定める投票送信用紙に投票の記載をし、これを総務省令で指定する市町村の選挙管理委員会（以下「指定市町村選管」という。）の委員長にファクシミリ装置を用いて送信する方法により、行わせることができるものとする
- とされた。
- これらの措置の施行日は、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日とされた。
- また、平成 28 年 12 月に成立した公職選挙法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 93 号）により、実習を行うため航海する学生、生徒その他の者であって船員手帳に準ずる文書の交付を受けているもの（以下「実習生」という。）については、船員と同様に、洋上投票の対象とすることとされた。
- 当該措置の施行日は、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日とされた。
- 今回の改正は、上記のとおり公布された、公職選挙法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 25 号）及び公職選挙法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 93 号）の施行のため、公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）等の改正及び公職選挙法施行規則

(昭和 25 年総理府令第 13 号) の改正を行うものである。

2 改正の概要

1) 公職選挙法施行令の一部を改正する政令 (案)

- ① 公職選挙法の一部を改正する法律 (平成 28 年法律第 25 号) を受けて、新たにその現在する場所において洋上投票を行わせることができる船員を、日本国民たる船員が 2 人以下の船舶に乗船する船員とし、当該船員の洋上投票に関する手続規定を整備。

※投票の公正確保の方策としての手続は、以下のとおり。

- イ 日本国民たる船員の数が 2 人以下であることは、船長等が作成する海員名簿の写し等により確認。
- ロ 投票に先立ち、指定市町村選管と投票を行う船員との間において通信状況の確認 (リハーサル) を実施。
- ハ 投票は、指定市町村選管が定める時間帯に実施。
- ニ 交付した投票送信用紙等は、投票の有無に関わらず、帰港後に指定市町村選管に送致。

- ② 公職選挙法の一部を改正する法律 (平成 28 年法律第 93 号) を受けて、実習生の洋上投票に関する手続規定を整備。

2) 公職選挙法施行規則の一部を改正する省令 (案)

公職選挙法の一部を改正する法律 (平成 28 年法律第 25 号) 及び公職選挙法の一部を改正する法律 (平成 28 年法律第 93 号) を受けて、以下の事項について定めることとする。

- ・ 現行制度下で洋上投票をすることができる指定船舶以外の船舶であって、新たに洋上投票の対象とするものとされた指定船舶に準ずるものとして総務省令で定める船舶を、外航船舶運航事業を営む者が報告する当該事業の用に供する船舶のうち船籍が日本以外である船舶と規定。
- ・ 1) において手続規定を整備することに伴い、当該手続に使用する様式等を整備。

3 スケジュール

施行日 平成 29 年 4 月を予定。